

トラック運転免許

18歳は7.5トン未満に引き上げ

2014/7/10 13:40

警察庁は10日、運転免許の区分を新設し、18歳で運転できるトラックの総重量を5トン未満から7.5トン未満に引き上げることを決めた。高校新卒者が運送業界に就職しやすくするために、来年の通常国会に道交法改正案を提出する。

貨物自動車の運転免許制度を考える警察庁の有識者会議が10日、免許の受験可能な年齢の引き下げなどを求める報告書をまとめた。人手不足が深刻化している運送業界などから改正を求める声が出ていた。警察庁は年齢制限の緩和に伴い、新たな安全対策を検討する。

今回の改正では普通、中型、大型の区分のうち、普通で運転できる車の総重量を5トン未満から3.5トン未満に引き下げ、中型の5トン以上11トン未満を7.5トン以上11トン未満に変更。3.5トン以上7.5トン未満の区分を新設する。名称は今後、検討する。

受験資格は従来通りで、普通が18歳以上、中型が普通取得後2年以上経過した20歳以上。新区分は普通を先に取得するのが条件だが、トラックを使った教習を受けて試験に合格すれば、18歳から運転できるようになる。

警察庁によると、都市圏では、宅配便やコンビニに商品を運ぶトラックなどは、最大積載量2トンの車両が主流。メーカー製造時の総重量は大抵5トン未満で通常は普通で運転できる。

しかし、実際は保冷装置を備えた荷台に変更したり、荷物用昇降機を搭載したりすると、5トンを超えてしまう。

全日本トラック協会のアンケートでは、回答した事業所の約9割が、免許制度が原因となって若手を採用しづらいと答えていた。

有識者会議は昨年9月以降、運送業界や学校側のほか、交通事故被害者遺族からもヒアリングを実施。日本と道路事情が似ている欧州連合（EU）の例を参考にした。